

論文式試験問題集
[民法・商法・民事訴訟法]

〔民 法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。

【事実】

1. Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社である。令和3年4月頃、Aは、冷蔵保存を要する高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、海外から酒類を輸入販売することを主たる業務とする株式会社Bと協議を重ねた上で、同年6月1日、Bとの間で、以下の内容の売買契約を締結した（以下「本件ワイン売買契約」という。）。

当事者 買主A、売主B

目的物 冷蔵倉庫甲に保管中の乙農園の生産に係るワイン1万本（以下「本件ワイン」という。）

代 金 5000万円

引渡日 令和3年9月1日

また、Aは、Bとの交渉の際に、本件ワインの引渡日までに高級ワインの保存に適した冷蔵倉庫を購入し又は賃借することを予定しており、本件ワインの販売が順調であれば、将来的には取り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定であることを伝えていた。なお、本件ワインと同種同等のワインは他に存在しない。

2. ところが、令和3年7月末になっても、Aの事業計画に適した冷蔵倉庫は見つからず、購入や賃借の見込みは全く立たなかった。そこで、Aは、Bに対して、適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所として同人の所有する冷蔵倉庫甲を借りたいと伝えて、交渉し、Bの了承を得て、同年8月27日、冷蔵倉庫甲を、賃料を月20万円とし、賃借期間を同年9月1日から1年間の約定で賃借する旨の契約を締結した（以下「本件賃貸借契約」という。）。Bは、翌28日、冷蔵倉庫甲から本件ワイン以外の酒類を全て搬出し、本件賃貸借契約の開始に備えた。
3. 令和3年8月30日未明、冷蔵倉庫甲に隣接する家屋において落雷を原因とする火災が発生し、高熱によって冷蔵倉庫甲の配電設備が故障した。同日夕方頃に同火災は鎮火したが、火災による高熱に加え、配電設備の故障によって空調機能を喪失していたことから、冷蔵倉庫甲の内部は異常な高温となり、これによって本件ワインは飲用に適さない程度に劣化してしまった。なお、同日深夜までに配電設備の修理は完了し、冷蔵倉庫甲の空調機能は復旧し、その使用には何らの支障がなくなっている。
4. 令和3年9月1日、Bは、Aに対して、本件ワイン及び冷蔵倉庫甲の引渡しをしようとしたが、Aはこれを拒絶した。

〔設問 1〕

Aは、本件ワイン売買契約及び本件賃貸借契約を解除したいと考えている。Bからの反論にも言及しつつ、Aの主張が認められるかどうかを検討しなさい。

【事実（続き）】

5. Aは、レストラン等に飲料及び食料品等を販売しており、そのため大量の飲料及び食料品等を貯蔵できる保管用倉庫丙を別に所有していた。倉庫丙は、冷蔵設備を備えた独立した建物であり、内部には保管のための多くの棚が設置されていた。Aは、複数の製造業者や流通業者から購入した飲料及び食料品を一旦倉庫丙に貯蔵し、レストラン等からの注文があると、注文の品を取り出してレストラン等に配送していた。
6. Aは、令和3年10月、一時的に資金不足に陥ったため、日頃から取引のあるCから5000

万円の融資を受けることになり、AとCは、同月1日、金銭消費貸借契約を締結した（以下「本件金銭消費貸借契約」という。）。本件金銭消費貸借契約を締結するに当たり、AとCは、以下のような合意をした（以下「本件譲渡担保契約」という。）。

- ① Aは、AのCに対する本件金銭消費貸借契約に係る貸金債務を担保するために、倉庫丙内にある全ての酒類（アルコール分1パーセント以上の飲料をいう。以下同じ。）を目的物として、Cに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法によって引き渡す。
- ② Aは、通常の営業の範囲の目的のために倉庫丙内の酒類を第三者に相当な価額で譲渡することができる。
- ③ Aは、②により倉庫丙内の酒類を第三者に譲渡した場合には、遅滞なく同種同品質の酒類を倉庫丙内に補充する。補充された酒類は、倉庫丙に搬入された時点で、当然に①の譲渡担保の目的となる。

7. 令和3年10月15日、Aは、ウイスキーの流通業者Dから、国産ウイスキー100ダース（以下「本件ウイスキー」という。）を1200万円で購入した（以下「本件ウイスキー売買契約」という。）。AとDが締結した本件ウイスキー売買契約には、以下のような条項が含まれていた。

- ① 本件ウイスキーの引渡しは、同月20日とし、代金の支払は引渡しの翌11月10日とする。
- ② 本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、DからAに移転する。
- ③ DはAに対して、本件ウイスキーの引渡日以降、本件ウイスキーの全部又は一部を転売することを承諾する。

8. 令和3年10月20日、Dは、本件ウイスキー売買契約に従って、本件ウイスキーを倉庫丙に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが、どのウイスキーが本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。

9. 令和3年11月10日、Aは、本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかった。このためDが、本件ウイスキーの引渡しをAに対して求めたところ、Aは、Cから、①倉庫丙内の酒類は、本件譲渡担保契約により担保の目的でCに所有権が譲渡され、対抗要件も具備されていると主張されているとして、本件ウイスキーの引渡しを渋っている。これに対してDは、②本件譲渡担保契約は何が目的物かもはっきりせず無効であること、③仮に本件譲渡担保契約が有効であるとしても、本件ウイスキーには、本件譲渡担保契約の効力が及ばないことなどを主張している。

〔設問2〕

- (1) Cは、本件譲渡担保契約の有効性について、第三者に対して主張することができるか、【事実】9の①の主張と②の主張に留意しつつ論じなさい。
- (2) Dは、Cに対して、本件ウイスキーの所有権を主張することができるか、【事実】9の③の主張に留意しつつ論じなさい。

〔民法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事実】

1. Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社である。令和3年4月頃、Aは、冷蔵保存を要する高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、海外から酒類を輸入販売することを主たる業務とする株式会社Bと協議を重ねた上で、同年6月1日、Bとの間で、以下の内容の売買契約を締結した（以下「本件ワイン売買契約」という。）。

当事者 買主A、売主B

目的物 冷蔵倉庫甲に保管中の乙農園の生産に係るワイン1万本（以下「本件ワイン」という。）

代金 5000万円

引渡日 令和3年9月1日

また、Aは、Bとの交渉の際に、本件ワインの引渡日までに高級ワインの保存に適した冷蔵倉庫を購入し又は賃借することを予定しており、本件ワインの販売が順調であれば、将来的には取り扱う高級ワインの種類や数量も増やしていく予定であることを伝えていた。なお、本件ワインと同種同等のワインは他に存在しない。

2. ところが、令和3年7月末になっても、Aの事業計画に適した冷蔵倉庫は見つからず、購入や賃借の見込みは全く立たなかった。そこで、Aは、Bに対して、適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所として同人の所有する冷蔵倉庫甲を借りたいと伝えて、交渉し、Bの了承を得て、同年8月27日、冷蔵倉庫甲を、賃料を月20万円とし、賃借期間を同年9月1日から1年間の約定で賃借する旨の契約を締結した（以下「本件賃貸借契約」という。）。Bは、翌28日、冷蔵倉庫甲から本件ワイン以外の酒類を全て搬出し、本件賃貸借契約の開始に備えた。

3. 令和3年8月30日未明、冷蔵倉庫甲に隣接する家屋において落雷を原因とする火災が発生し、高熱によって冷蔵倉庫甲の配電設備が故障した。同日夕方頃に同火災は鎮火したが、火災による高熱に加え、配電設備の故障によって空調機能を喪失していたことから、冷蔵倉庫甲の内部は異常な高温となり、これによって本件ワインは飲用に適さない程度に劣化してしまった。なお、同日深夜までに配電設備の修理は完了し、冷蔵倉庫甲の空調機能は復旧し、その使用には何らの支障がなくなっている。

4. 令和3年9月1日、Bは、Aに対して、本件ワイン及び冷蔵倉庫甲の引渡しをしようとしたが、Aはこれを拒絶した。

〔設問1〕 Aは、本件ワイン売買契約及び本件賃貸借契約を解除したいと考えている。Bからの反論にも言及しつつ、Aの主張が認められるかどうかを検討しなさい。

【事実（続き）】

5. Aは、レストラン等に飲料及び食料品等を販売しており、そのため大量の飲料及び食料品等を貯蔵できる保管用倉庫丙を別に所有していた。倉庫丙は、冷蔵設備を備えた独立した建物であり、内部には保管のための多くの棚が設置されていた。Aは、複数の製造業者や流通業者から購入した飲料及び食料品を一旦倉庫丙に貯蔵し、レストラン等からの注文があると、注文の品を取り出してレストラン等に配送していた。

6. Aは、令和3年10月、一時的に資金不足に陥ったため、日頃から取引のあるCから5000万円の融資を受けることになり、AとCは、同月1日、金銭消費貸借契約を締結した（以下「本件金銭消費貸借契約」という。）。本件金銭消費貸借契約を締結するに当たり、AとCは、以下のような合意をした（以下「本件譲渡担保契約」という。）。
① Aは、AのCに対する本件金銭消費貸借契約に係る貸金債務を担保するために、倉庫丙内にある全ての酒類（アルコール分1パーセント以上の飲料をいう。以下同じ。）を目的物として、Cに対してその所有権を譲渡し、占有改定の方法によって引き渡す。

② Aは、通常の営業の範囲の目的のために倉庫丙内の酒類を第三者に相当な価額で譲渡することができる。

③ Aは、②により倉庫丙内の酒類を第三者に譲渡した場合には、遅滞なく同種同品質の酒類を倉庫丙内に補充する。補充された酒類は、倉庫丙に搬入された時点で、当然に①の譲渡担保の目的となる。

7. 令和3年10月15日、Aは、ウイスキーの流通業者Dから、国産ウイスキー100ダース（以下「本件ウイスキー」という。）を1200万円で購入した（以下「本件ウイスキー売買契約」という。）。AとDが締結した本件ウイスキー売買契約には、以下のような条項が含まれていた。

① 本件ウイスキーの引渡しは、同月20日とし、代金の支払は引渡しの翌11月10日とする。

② 本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、DからAに移転する。

③ DはAに対して、本件ウイスキーの引渡日以降、本件ウイスキーの全部又は一部を転売することを承諾する。

8. 令和3年10月20日、Dは、本件ウイスキー売買契約に従って、本件ウイスキーを倉庫丙に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが、どのウイスキーが本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。

9. 令和3年11月10日、Aは、本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかった。このためDが、本件ウイスキーの引渡しをAに対して求めたところ、Aは、Cから、①倉庫丙内の酒類は、本件譲渡担保契約により担保の目的でCに所有権が譲渡され、対抗要件も具備されていると主張されているとして、本件ウイスキーの引渡しを渋っている。これに対してDは、②本件譲渡担保契約は何が目的物かもはっきりせず無効であること、③仮に本件譲渡担保契約が有効であるとしても、本件ウイスキーには、本件譲渡担保契約の効力が及ばないことなどを主張している。

〔設問 2〕

- (1) Cは、本件譲渡担保契約の有効性について、第三者に対して主張することができるか、
【事実】9の①の主張と②の主張に留意しつつ論じなさい。
- (2) Dは、Cに対して、本件ウイスキーの所有権を主張することができるか、【事実】9の
③の主張に留意しつつ論じなさい。

(出題の趣旨)

設問1は、制限種類債権の全部が履行不能になったと評価できる事例を題材として、その目的が相互に密接に関連付けられている2個の契約の一方の債務不履行を理由として他方を解除することができるかを問う問題である。どのような場合に履行不能と評価されるかという問題を通して、債権法の基本的な理解を問うとともに、複合的契約の債務不履行と解除という応用的な事例について、論理的な思考力及び事案に応じた当てはめを行うことを求めるものである。

設問2は、集合動産譲渡担保と所有権留保の優劣が問題になり得る事例を題材として、集合動産譲渡担保及び所有権留保という非典型担保の効力について、事案を分析して、法的に論述する能力を試す問題である。非典型担保に関する判例法理についての基本的な理解を問うだけでなく、非典型担保の法的構成や物権変動論への理解を組み合わせ、事案に応じた分析及び法的思考に基づく結論を説得的に論述することが求められる。

令和3年 民法

1 本件ワイン売買契約(555条)

- (1) Aは、Bに対して、本件ワインの引渡債務の全部の履行が不能であるとして542条1項1号に基づき本件契約の解除を主張することが考えられる。(545条1項)
- (2) Bは、本件ワインは滅失したわけではない、飲用に適さない程度に劣化しただけであり、料理として使用できる可能性がある以上、本件ワインの引渡債務が履行不能には当たらないと反論することが考えられる。

ア 債務が履行不能か否かは「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断すべきである(412条の2第1項)。

イ 本件では、Aは、酒類及び食品類の卸売を主たる業務とする株式会社であり、冷蔵保存を要する高級ワインの取扱いを新しく開始することを計画し、Bと協議を重ねている。そのため、ABの認識としても冷蔵保存を有するワインの販売である。

ウ したがって、本件のように、ワインが飲食用に適さない程度に劣化した場合には、たとえそれ以外の目的として使用できるようになったとしても、当事者間の目的は達成できない

いといえる。また、本件ワインは制限種類債権であるので同種同等のワインは他に存在しない。

そのため、本件売「契約」が「取引上の社会通念に照らして」不能になったといえる。

(4) したがって、本件契約の解除が認められ、A は、解除の意思表示をしていることから A の主張が認められる。

2 本件賃貸借契約(601 条、以下「本件契約」という。)

(1) A は、B に対して、本件契約も 542 条 1 項 1 号に基づき解除できる旨主張することが考えられる。

(2) これに対し、B は、冷蔵倉庫甲は、修理が完了し、空調機能は復旧しておりいる。そのため、冷蔵庫を使用するには何らの支障がなくなっているため、貸す債務は可能であるため本件賃貸借解除はできない旨反論する(601 条)。そこで、貸す債務は可能であるものの、履行不能といえるか。

ア そもそも、当事者間で複数の契約を締結した場合には、契約の相対効の原則から、各契約は本来別個の契約である。そのため、一方の契約の不履行を理由として他方の契約の解除はできないのが原則である。もっとも、①両契約が相互に密接に関連しており②一方の契約のみでは契約の目的が全体として達成できない場合には、一方の契約上の不履行を理由に、他方の契約の解除が認められると解する。

イ 本件賃貸借契約は、本件売買で購入した本件ワインの保管に適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所として B の所有する冷蔵倉庫甲を借りたものであった。そして、A は、B に当該事実を伝えており、当事者間の認識としても、本件賃貸借契約は、本件売買契約を履行することを前提として本件ワインの保存場所という認識であった。そうだとすれば、売買契約が履行される事が賃貸借契約の前提となり、両契約は相互に密接に関連しているといえる。そして、賃貸借契約では、当面の間の保存場所として借りたのであるから、本件ワインを保存できない場合には、契約の目的全体の目的が達成できない。そのため、②も認めれる。

(3) したがって、売買契約が履行不能により解除されたことを理由に、賃貸借契約も履行不能としても 542 条 1 項 1 号に基づき解除でき、A は、その意思表示を行えば解除が認められる。

第 2 設問 2(1)

1 C が本件譲渡担保契約の有効性について

- (1) 集合譲渡担保契約は、一物一権主義の観点からその有効性が問題となるが、集合物譲渡担保は、必要性、公示の点から問題ないため有効であると解するべきである。具体的には、集合物の範囲が種類場所量等の範囲が指定する形で特定されている場合には、有効であると解する。

- (2) 本件では、目的物は、倉庫丙内にある全ての酒類(アルコール分 1 パーセント以上の飲料をいう。)を目的物としている。そのため、場所種類量の範囲が指定する形で特定されているといえる
- そこで、本件譲渡担保契約は有効である。
- (3) 次に、対抗要件が具備されているといえるか。
- ア 対抗要件を逐一具備しなければならないとするとあまりにも煩雑になる。そのため、対抗要件は占有改定(183条)により、集合物について対抗要件が具備され集合物としての同一性が損われない限り、新たにその構成部分となった動産についても対抗要件が備えられる。
- イ 本件では、令和3年10月20日、Dは、本件ウイスキー売買契約に従って、本件ウイスキーを倉庫丙に搬入した。本件ウイスキーは倉庫丙内の他の酒類とともに棚に保管されたが、どのウイスキーが本件ウイスキーかは判別できる状態にあった。そのため、集合物としての同一性が損われないといえ、Cは、ウイスキーについて占有改定により対抗要件(178条)を備えている。
- ウ したがって、Cは第三者に対して譲渡担保の有効性を主張することができる。

第3 設問2(2)

- 1 DがCに対して本件ウイスキーの所有権を主張することができるか。この請求の根拠は、所有権に基づくものであることからDに本件ウイスキーの所有権が帰属している必要がある。もっとも、本件ウイスキー契約には、本件ウイスキーの所有権は、代金の完済をもって、DからAに移転するとの条項が存在し、いわゆる所有権留保特約が存在する。そのため、所有権留保と譲渡担保はどちらが優先するか。
- (1) そもそも、所有権留保は、法形式を重視すべきであるから、代金完済を停止条件とする停止条件的所有権の移転であると解する。したがって、即時取得なされた場合以外は、停止条件が満たされない限り所有権を取得できないと解する。。
- (2) 本件では、令和3年11月10日に、Aは、本件ウイスキーの代金1200万円をDに支払わなかったことから停止条件は成就していない。そのため、原則、本件ウイスキーの所有権は、Dに帰属する。そして、即時取得(192条)の趣旨は、占有の外観を信頼して取引に入った者を保護する制度であることから占有改定で「占有を始めた」とは言えない。そのため、Cは本件ウイスキーを占有改定によって占有しているものの、即時取得は成立せず、本件ウイスキーの所有権はDに認められる。
- (3) したがって、Dに所有権が認められ、それをCに対して本件ウイスキーの所有権を主張することができる。

以上

2026 年 05 月 06 日 AB ゼミ民法

最優秀答案

回答者：T・S さん

第1、設問1

1、売買契約について

(1)、A は、B の目的物引渡債務が履行不能(民法 412 条の2第1項、541 条本文、以下、法令名省略。)であるとして、542 条1項1号該当し、売買契約を無催告解除できると主張すると考えられる。

ア、B の反論

本件売買契約の目的物は、「冷蔵庫甲に保管中の乙農園の生産にかかるワイン1万本」(以下、「本件ワイン」とする。)である。したがって、乙農園の生産にかかるワインという種類物が、冷蔵庫甲という特定の場所・範囲に制限されているため、本件売買契約に基づく A の債権は制限種類債権である。そして、制限種類債権は、その限定された範囲内の物が全部滅失した場合に履行不能になる。本件では、ワインは消滅していないため、目的物引渡債務は履行不能に陥っておらず、A は解除権を行使し得ない。

イ、そこで、B の目的物引渡債務が履行不能に陥っているかが問題となる。

履行不能かは、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」(412 条の2・1項)決する。

本件では、本件売買契約は産地や品質など当事者間で協議を重ねるなど本件ワインの味を重視して締結されている。そのため、本件ワインが飲用に適さない程度に劣化していることは、目的物が滅失したものと評価できる。したがって、本件ワインが滅失していなくとも、本件ワインと同種同等のワインは他に存在しない以上、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」、B の目的物引渡債務は履行不能である。

ウ、B の上記債務が履行不能となったのは、落雷という自然現象による火災が原因であるから「債権者の責めに帰すべき事由によるもの」(543条)にはあたらない。

(2)、したがって、解除の意思表示(540条)をすれば、A の主張は認められる。

2、賃貸借契約について

(1)、A はBの債務不履行(412 条の2第1項、541 条本文)を理由に解除権(542条1項1号)を行使し得ると主張する。

ア、B の反論

Bは本件賃貸借契約の賃借期間は令和3年9月1日から令和4年9月1日までであり、冷蔵倉庫甲の全設備は令和3年8月30日の深夜には復旧しているから債務不履行は認められない。

イ、そこで、本件賃貸借契約が本件売買契約を前提としたものであるから、本件売買契約の履行不能をもって、本件賃貸借契約を解除できないか。

コメントの追加 [TN1]: 細かいことですが、このようにしっかり条文を引用できているのは印象がとても良いです。

コメントの追加 [TN2]: なぜ消滅していないといえるのか。

コメントの追加 [TN3]: OK、自分なりに評価できており非常に良い

コメントの追加 [TN4]: 一回条文を書いているので二回目は記載しなくていいと思います (もっともその姿勢は非常に良い)

コメントの追加 [TN5]: 貸す債務自体に不履行がないと言入れるとさらに良い

(ア)、B からは、本件売買契約と本件賃貸借契約は別の契約であるから、Aは本件売買契約のBの債務不履行を理由に、解除権を行使することは出来ないとの反論が考えられる。

(イ)、たしかに、同一の当事者間で複数の契約が締結されても、その契約が別個独立の者である以上、一方の債務不履行をもって他方の契約を解除することはできないのが原則である。しかし、解除制度の趣旨は、契約の目的を達成することができない場合に債権者を契約の拘束力から解放し、契約締結前の原状の回復することにある。したがって、複数の契約の目的が相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、一方の契約が履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、一方の契約の不履行を理由に、他方の契約を解除出来ると解する。

本件では、A は、B に適切な規模の冷蔵倉庫が見つかるまでの当面の保管場所として同人の所有する冷蔵倉庫甲を借りたいと伝えて、B もこのことを了承していた。したがって、本件賃貸借契約の目的は、本件売買契約の目的物である本件ワインを保管することにあり、両契約の目的は相互に密接に関連している。そうすると、社会通念上、保管する物である本件ワインを入手できなければ、保管する場所の甲冷蔵庫だけを借りられても、本件ワインを保管するという本件賃貸借契約の目的は達成されないと認められる。

(2)、したがって、A の上記主張は認められる。

第2、設問2

1、小問(1)について

(1)、本件譲渡担保契約の有効性を第三者に主張するためには、初めに本件譲渡担保契約が有効に成立していなければならない。しかし、本件譲渡担保契約の目的物は倉庫丙内にある全ての酒類という集合動産であり、A は通常の営業の範囲内で目的物の処分権を有するため集合動産の構成部品が変動する。そこで、目的物に特定性がなく、本件譲渡担保契約が無効となるのではないかが問題となる。

この点、たとえ構成部分が変更する集合物であっても、種類、所在地及び量的範囲を指定するなどの方法により目的物が特定される場合は1個の集合物として目的物になりえる。

本件では、本件譲渡担保契約の合意①において目的物を「倉庫丙内にある全ての酒類」という種類、場所及び量的に指定しているため特定性があり1個の集合物として目的物になりえる。

したがって、本件譲渡担保契約は有効に成立している。

(2)、ここで、譲渡担保設定契約が目的物の所有権を譲渡担保権者に移転する形式をとる以上、その形式を重視すべきである。したがって、所有権は譲渡担保権者に移転する。そうすると、本件譲渡担保契約の有効性、すなわち、本件ウイスキーの所有権の取得を「第三者」(178条)に主張するためには対抗要件としての「引渡し」を要する。

この点、①の主張の通り「引渡し」(178 条)に占有改定(183 条)が含まれる。そして、本件譲渡担保契約では補充された酒類は倉庫丙に搬入された時点で譲渡担保の目的となる旨の合意③がなされているため、C は目的物である倉庫丙内の酒類のすべてについて対抗要件

コメントの追加 [TN6]: 意外と趣旨から論証を展開できていない人が多く良かった。GOOD

を具備している。

(3)、したがって、Cは、本件譲渡担保契約の有効性を第三者に主張することができる。

2、(2)について

(1) D は、C に対して本件ウイスキーの所有権を主張することができるか。本件ウイスキー契約では、条項②で、本件ウイスキーの所有権は代金の完済をもって、DからAに移転するという、所有権留保特約が付されている。一方で、条項③では、引渡日以降に本件ウイスキーの利用権がDからAに移転するとされている。そこで、引渡日以降に本件ウイスキーの所有権がDからAに移転し、本件譲渡担保契約の効力が及ぶかが問題となる。

ア、この点、当事者があえて所有権留保という形式をとったことを重視すべきである。したがって、代金完済まで目的物の所有権は売主に留保され、代金完済時に買主に所有権が移転すると解する。

本件では、Aは代金を支払っていないため、本件ウイスキーの所有権はAに移転していない。

イ、したがって、本件ウイスキーに本件譲渡担保契約の効力は及ばない。

(2)、そこで、C からは、占有改定により、本件ウイスキーを即時取得(192条)したとの反論が考えられる。そこで、「占有」に占有改定が含まれるかが問題となる。

ア、ここで、即時取得の趣旨は、動産の占有に公信力を与え、前主の占有を信頼して取引により占有を取得した者を保護することで、動産取引の安全を図ることにある。かかる趣旨に鑑みれば、「占有を始めた」とは、一般外観上従来の占有状態に変更が生ずるがごとき占有を取得することであると解する。この点占有改定は代理占有者の内部で行われるため、外観上従来の占有に変更が生じない。

イ、したがって、「占有」に占有改定は含まれず、Cの反論は認められない。

(3)、したがって、DはCに対して本件ウイスキーの所有権を主張できる。

以上

コメントの追加 [TN7]: お疲れさまでした。
各論点を理解できており、良かったです。
また、論証も丁寧で印象が良いです。
もっとも、事実の引用が少ないように感じました。この点は意識するだけで点が上がるおいしいところです。
各論点の論証などがしっかりかけているだけでもいい感じでした。
頑張ってください。